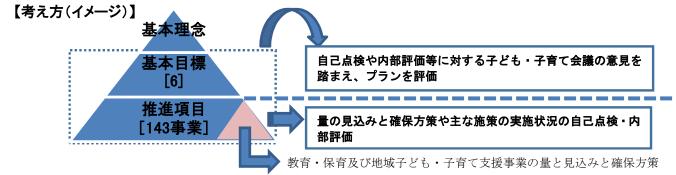
### 1. プランの進行管理の考え方

### (1) 進行管理の考え方

「子どもの未来応援プラン」は、平成27年度から31年度までを計画期間として策定をしており、 基本理念の基に、6つの基本目標と推進項目に143の事業を位置付けるとともに、教育・保育や地 域子ども・子育て支援事業(13事業)の量の見込みと確保方策を示しています。

本プランの進行管理については、毎年度実施する年度評価に加え、平成29年度に中間評価を実施し、「川崎市総合計画」との整合性や、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」との連携を踏まえ、内容の見直しを含めたプランの検証を実施します。

点検・評価は、平成26年7月に国が示している基本的な指針(※)を踏まえ、『平成28年度「子どもの未来応援プラン」点検・評価シート』により基本目標ごとに行います。



※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(内閣府告示第159号 平成26年7月2日告示)」抜粋

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況(教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。)や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。

評価においては、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

#### (2) 評価の実施について

プランに位置付けた、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業(13事業)の量の見込みと確保 方策については、毎年度、自己点検・内部評価を実施するとともに、「川崎市総合計画 第1期実施計 画」における成果指標及び事業量等も参考にして、プランに基づく「主な施策の実施等」について点 検・評価を実施し、年度評価を作成します。

年度評価につきましては、「子ども・子育て会議」の意見・評価を反映し、川崎市総合計画の進行管理と整合性を図りながら今後の施策等の方向性を示します。

### 2. 点検・評価の視点

#### (1) 取組の達成度

取組内容等の実績や成果を踏まえた達成状況を5段階で示します。

達成度: [1. 目標を大きく上回って達成」 [2. 目標を上回って達成」 [3. 概ね目標どおり」 [4. 目標を下回った [5. 目標を大きく下回った [5.

### (2) 総合評価

各項目による評価により総合的な視点で評価します。

評価項目:「施策の必要性」「施策の有効性」「施策推進にあたる効率性」「市民目線の施策推進」

#### (3) 施策推進の方向性

6つの区分を設けて今後の施策推進の方向性を示します。

方向性区分:「I. 現状のまま継続」「II. 改善しながら継続」「III. 推進項目の規模拡大」「IV. 推進項目の規模縮小」「V. 推進項目の廃止」「VI. 施策を見直し」

### 3. 点検・評価の結果

### (1) 基本目標 I 子どもの権利を尊重する社会づくり

「川崎市子どもの権利に関する条例」について、子どもだけでなく大人も学び、理解が深められるよう、さらなる普及・啓発を図るとともに、子どもの意見が尊重され、子どもが主体的に参加できるまちづくりを推進します。また、児童虐待やいじめなど子どもの権利侵害に対する相談・支援体制や児童虐待防止対策を充実するとともに、子どもが互いに尊重し合える環境づくりを推進します。

## 総合的な評価

- ■「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進するため、「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定しました。
- ■「かわさき子どもの権利の日のつどい」を「かわさき子どもの権利の日」(11月20日) に合わせて 開催し、子どもの権利についての理解を広める取組を行ったほか、さまざまな世代に向けてパンフレットや映像資料を活用した広報・啓発を実施しました。 など

## 会議の意見・評

- ■「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」により、子どもの権利保障が総合的に推進される ことを期待します。
- ■広報・啓発活動の配布資料数が目標数を上回っていることを評価します。「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催や、パンフレット、映像資料による広報・啓発活動を継続し、子どもの権利への理解が、子どもだけでなくさまざまな世代に広がるよう取組を望みます。 など

# 今後の方向性**Ⅱ)**

- ■「川崎市子どもの権利に関する条例」の認知度の向上につながるよう、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進する「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づき、「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催や、広報資料の配布による子どもの権利についての普及・啓発を積極的に実施します。
- ■子ども向けの「相談カード」の配布と活用、「こどもページ」の運営を効果的に実施することにより、子どもが安心して気軽に相談できる相談機関・救済機関の周知を進めます。 など

### (2) 基本目標Ⅱ 子育てを社会全体で支える環境づくり

男女が、職場・家庭・地域などあらゆる場面で互いの生き方を尊重し、よきパートナーとしてともに家事・育児を担うことができる環境づくりに向けた啓発・広報を促進し、次代の親となる若い世代が子育てについて学べる機会や場の充実を図ります。また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現をめざし、企業や市民に働きかけることなどによって、仕事と家庭の両立を支援します。さらに、子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援や、地域における「互助」の力を再生し、地域の子育て力を向上します。

### 総合的な評価 (**達成度3**)

- ■子育て家庭への経済的支援のため、小児医療費助成制度の拡充を進め、子育て家庭への支援の充実を図りました。
- ■「こんにちは赤ちゃん訪問」事業やみまもり支援センターの設置により、親子が地域で孤立せずに安心して育児ができる環境づくりを図りました。さらに、身近な場所での子育ての相談支援、地域の仲間づくりを行うとともに、新たに地域社会全体で子どもや若者を見守り支えることを目指して地域で活動する団体への助成事業等により、子育てを社会全体で支える環境づくりに取り組みました。

## 云議の意見・評価

- ■小児医療費助成制度が小学2年生から小学3年生に拡大され、子育てに対する経済的負担が軽減されたことについて高く評価します。今後、運用状況を検証しながら、市民に対し効果的な周知がなされていくことを望みます。
- ■男女がよきパートナーとしてともに家事・育児を担う環境づくりに資するプレパパ・プレママ学級や両親学級の実施、また地域とのつながりを作り安心して育児をするきっかけともなる、「こんにちは赤ちゃん訪問」の取組を評価し、さらに周知・充実していくことを望みます。 など

## 今後の方向性Ⅱ)

- ■両親学級やプレパパ・プレママ教室を実施し、妊娠・育児についての学習や、父親の育児参加の啓発を進めます。
- ■子育て家庭への経済的支援のための小児医療費助成の拡充や、セミナーや広報活動を通じたワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行い、子育て家庭への支援の充実を図ります。また、地域子育て支援センターや、ふれあい子育てサポートセンターの運営を通して、地域が主体となった子育てを社会全体で支える環境づくりを推進します。 など

#### (3) 基本目標Ⅲ 乳幼児期の保育・教育の良質な環境づくり

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」を図り、全ての子どもが質の高い生活環境を維持できるよう、取組を推進するとともに、乳幼児期における多様なニーズに応じた保育サービスの基盤整備を推進し、利用者の個々のニーズに応じたきめ細かな対応を図ります。また、安定した質の高い幼児期の学校教育・保育を継続的に実施できるよう、施設運営の安定と充実に向けた取組を進めます。

### 総合的な評価 (**達成度3**)

- ■就労形態の多様化や共働き世帯の増加等に伴い、高まり続ける保育需要に対応するため、計画を上回る保育所の新規整備や、川崎認定保育園・幼稚園等の既存施設の活用により受け入れ枠を大幅に拡充しました。あわせて区役所における利用者支援の充実を図り、待機児童数はほぼ目標値に近い数値となりました。
- ■「新たな公立保育所」が拠点となり、これまでに蓄積した専門的知識や技術を民間保育所等と共有するほか、新たに開始した保育士修学資金貸付制度等により、保育の質の向上や人材確保に取り組みました。また受益と負担の適正化を図るため、保育料の見直しを行いました。 など

### 譲の意見・評

- ■保育所の新規整備や、保育所の増改築や年度限定型保育事業の実施など既存施設の活用による受け入れ枠の拡充や、一時保育の充実等の多様なニーズへの対応は、乳幼児期の保育・教育の環境づくりについて一定の成果があると評価します。
- ■「保育の質ガイドブック」は理念のみに終わらず、周知と利用促進のための取組が推進され、現場で効果的に活用されることを強く望みます。 など

## 今後の方向性Ⅱ)

- ■認可保育所の整備や認可外保育施設の受入の促進を図り、増加する保育需要の受け皿を確保していきます。さらに、延長保育や一時保育事業を拡充し、多様化する保育ニーズへの対応を図ります。
- ■「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携により、潜在保育士の確保や、保育士宿舎借り上げ支援事業の開始及び保育士資格の取得事業を実施し、受入枠拡大に伴う保育士の確保に努めます。 さらに、職員研修の実施や、「保育の質ガイドブック」の活用などによる人材育成を行い、保育の質の維持・向上を図ります。

### (4) 基本目標Ⅳ 親と子が健やかに暮らせる社会づくり

次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、安心して子どもを生み、育てることができるための支援体制の充実とともに、思春期から妊娠・出産、子どもの乳幼児期を通じ、ライフステージに沿った一貫した体系のもとに、子どもの成長と発達を総合的に支援します。また、学校での日々の学習を通して、子どもの社会的自立の基盤となる能力や態度を育むとともに、放課後におけるさまざまな集団活動や地域活動を通して、人としての在り方や生き方の軸となる力を育て、将来の社会の担い手になる人材を育成します。

### 総合的な証

- ■母子保健システムの導入を行い、母子保健情報の一元管理による支援の強化を行いました。また、母子健康手帳交付時に実施する保健師等専門職との面接や、産前・産後の妊産婦からの電話相談などに応じる産後ケア事業を実施し、安心して妊娠・出産できる環境の整備を推進しました。
- ■自立への基盤を育てる取組の推進として、将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てる「キャリア・在り方・生き方教育」を実践しました。また、「こども文化センター」の運営及び「老人いこいの家」との連携モデル事業実施により、子どもの多様な体験・活動などを通じた児童の健全育成を推進し、「わくわくプラザ事業」を通じて放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に行いました。

など

# 会議の意見・評価

- ■こども文化センターと老人いこいの家との連携モデル事業により、多世代の交流促進に向けた取組が 進められたことを評価します。また、わくわくプラザ事業については、利用する子ども自身やその保 護者の満足度向上のため、事業の一層の充実に向けた取組がなされることを期待します。
- ■妊婦・乳幼児健康診査については、未受診者への対応が大きな課題であり、今後「母子保健情報システム」が効果的に運用され、的確な相談支援の充実や未受診者への対応などが強化されることを望みます。
  など

### 今後の方向 (**方向性**)

- ■子どもの成長、育児等の保健情報について、これまで用紙で行われてきた管理が、平成28年度からは システムによるデータ管理となりました。この母子保健情報システムを用い、乳幼児健康診査を通じ た的確な相談支援の充実や、未受診者への対応の強化を引き続き進めていきます。
- ■「キャリア在り方生き方教育」を推進するとともに、「こども文化センター」及び、「わくわくプラザ 事業」による地域での活動や、多世代交流、放課後の活動を通した健全育成を進めていきます。

など

#### (5) 基本目標 V 子育てを支援する体制づくり

子育て家庭において、さまざまな要因により増加する児童虐待増加への対応の強化や、保護・支援を必要とする子どもと家庭への支援体制の充実を図ります。また、困難を抱える子どもや若者の自立を支援するために、社会的自立に向けた新たな支援体制の整備を推進します。

### 総合的な評価 総合的な評価 で達成度3)

- ■児童家庭支援センターを2ヶ所開設し、子どもや家庭の悩みに対し、区役所や児童相談所と連携しながら地域で相談支援を行う体制を強化しました。
- ■ひとり親家庭に対しては、市ホームページやリーフレットに加えメールマガジン開始による情報提供の充実や、母子・父子福祉センターにおける自立支援プログラム策定事業、日常生活支援事業を実施するとともに、就業による自立に向けた各種給付金事業や就業相談、職業紹介まで一貫した就業支援サービスを提供しました。 など

## 会議の意見・コ

- ■児童家庭支援センター及び子育て短期支援事業2か所の開始により、育児不安を持つ家庭に対する支援が充実したことや、発達障害児検討ワーキングの実施や発達障害者地域支援マネジャーの増員など、発達障害を持つ子どもやその家庭への取組が進んだことも評価できます。今後も個別の状況に配慮した福祉的な対応が可能な、子育て支援体制が強化されることを望みます。
- ■ひとり親家庭に対する就業支援など、親の自立支援に向けた取組を進めるとともに、その周知を強化し一定のPR効果が見られたことを評価します。 など

# **(方向性Ⅱ)**

- ■各区の地域みまもり支援センターや児童相談所等の関係機関、地域団体等が連携し、要保護児童等の早期発見や支援、児童虐待防止の活動に取り組む地域ネットワークを強化することにより、地域で子どもを見守り支える体制づくりを進めていきます。
- ■ひとり親家庭に対する自立に向けた各種相談、生活・就労の支援などの取組を進めるとともに、必要な情報が届くよう、引続き施策の周知強化に取り組みます。 など

#### (6) 基本目標Ⅵ 子どもと子育てにやさしいまちづくり

子どもを安心して生み育てるための良好で快適な住環境の確保や、安心して外出できる道路・交通等の都市環境の整備などを進めるとともに、子どもの活動範囲における交通安全対策、日常生活における事故対策や食の安全の確保に関する啓発などの活動を促進します。また、家庭や地域が子どもを見守ることによって、子どもを犯罪から守り、安全・安心なまちづくりを進めます。

### 総合的な評価 (**達成度3**)

- ■子育てに配慮した構造、仕様のマンションを「子育て等あんしんマンション」として認定することにより、子育てに適した居住環境の整備を進め、また、公共機関や歩行空間などのバリアフリー化や、交通安全運動や交通安全教育等を通じて、子育てに配慮した生活環境の推進を図りました。
- ■PTA等が主体となって地域で実施している「こども110番」活動を支援することで、地域で子どもを見守る体制を強化し、「川崎市学校警察連絡協議会」により学校と警察、児童相談所等が連携し、少年非行等に関する情報収集と交換を行い、また、「学校警察連携制度」を運用し、子どもを犯罪被害から守り、非行防止、非行からの立ち直りへの支援を実施しました。 など

## (議の意見・評

- ■交通安全教室や、安全確保のための安全表示の設置など、交通安全に対する取組が引き続き推進されるよう、年齢・対象にあった内容での実施を期待します。
- ■子どもを犯罪から守り、犯罪を防止するために、学校、警察、児童相談所等が連携し情報収集や交換を行い、犯罪被害防止や非行防止の取組が推進され、また、「こども110番」の運営など、学校や地域、青少年育成団体等が連携し、子どもを犯罪から守る活動を強化していくことを望みます。

など

# 今後の方向性**Ⅱ)**

- PTA等が主体となり実施している「こども110番」活動を支援し、さらに青少年指導員の活動を 推進することで、地域の中で子どもを見守り支える体制づくりを進めます。また、交通安全への取組 についても、年齢・対象にあった取組を実行していきます。
- ■児童を犯罪から守り、犯罪を防止するため、「学校警察連携制度」の運用に引き続き取り組み、情報連携を図りながら児童生徒への支援や指導を実施し、子どもと子育てにやさしいまちを目指していきます。
  など

### 4. プランの見直しについて

平成27年度及び28年度評価の結果や本市の子ども・子育てを取り巻く状況等も踏まえ、「川崎市総合計画第2期実施計画」の策定との整合性を図りながら、平成29年の秋ごろまでに当初計画5年間の中間評価による検証を行い、平成30年度以降の内容等について見直しを実施します。